

○国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程

〔平成17年3月24日〕
法人規程第10号

改正 平成17年法人規程第62号

平成18年法人規程第30号

平成19年法人規程第47号

平成20年法人規程第23号

平成24年法人規程第8号

平成28年法人規程第38号

国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（平成17年法人規則第6号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の実施の方法)

第2条 法第24条第1項に規定する保有個人情報の開示は、別に定める法人文書の開示の実施の方法により実施するものとする。

(手数料等)

第3条 法第26条第2項の独立行政法人等が定める手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき、300円とする。

2 開示請求者は、次の各号のいずれかに該当する方法で開示請求手数料等を納付しなければならない。

- (1) 現金による納付
- (2) 法人が指定する金融機関への振込み

(受付窓口)

第4条 保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付を行う窓口は、次の課に設置する。

- (1) 総務部総務課
- (2) 病院総務部総務課
- (3) 東京キャンパス事務部学校支援課

2 前項の窓口は、規則第37条第2項の法人における個人情報の取扱いに関する苦情の相談の

受付等を行う窓口及び規則第39条第2項の個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供する窓口を兼ねるものとする。

(雑則)

第5条 この法人規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る細目は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平17.10.27法人規程62号)

この法人規程は、平成17年10月27日から施行する。

附 則 (平18.3.23法人規程30号)

1 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (平19.8.31法人規程47号)

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平20.3.27法人規程23号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規程8号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程38号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。